

茶草場維持継承事業補助金交付要綱

第1 趣旨

会長は、茶草場の維持管理・継承のため、茶草場維持継承事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「茶草場維持継承事業」とは、以下に資するものとする。

ア 茶草場の維持管理に資するもの

イ 茶草場農法の継承に資するもの

第3 事業の内容、補助率及び限度額

(1) 事業の内容及び補助率

別表のとおりとする。

(2) 補助限度額

別に定める金額による。

(3) 補助の対象の特例

茶草場維持継承事業であって、交付の決定の前に着手し、又は完了したものについては、補助の対象とすべきと会長が認めた場合、補助の対象とするものとする。この場合において、交付の決定の前に完了したものを補助の対象とするときは、第5の(1)及び(2)、第6、第7並びに第9の規定は適用せず、別表中の「要する」は「要した」と、第4の(1)イ中「事業計画書」とあるのは「事業実績書」と、第4の(1)ウ中「収支予算書」とあるのは「収支決算書」と、第8の(2)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「補助金交付決定及び確定通知書」と、様式第1号中「実施したい」とあるのは「実施した」と読み替えるものとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 資金状況調べ（様式第4号）（第3の(3)の規定により交付の決定の前に完了したものについて補助金の交付を申請する場合を除く。）

オ その他会長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセントを超えるものに限る。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止する場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、会長が別に定める期間）内において、会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 会長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一

部を協議会に納付させることがあること。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他会長が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第6号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ その他会長が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書（様式第7号）
- イ 資金状況調べ（様式第4号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る

消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを協議会に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年 月 日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表

区 分	事業の内容	補助率
ア 茶草場の維持管理に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 茶草場の管理に必要な機器購入費（草刈機、粉碎機等） 茶草場の管理に必要な消耗品費（燃料費除く） その他、協議会で必要と認めた事業費 	1/3 以内
	<ul style="list-style-type: none"> 草刈作業等委託費（雇用人件費） 	定額
イ 茶草場農法の継承に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 茶草場農法の継承に係る研修会開催費 茶草場体験ツアー等の開催費 視察受入に要する経費 茶草場農法の茶製品パッケージ等作製に係るデザイン費（印刷費、作製費は除く） 協議会事業と認められた研修会、イベント等の参加に係る費用 茶草場農法をPRする広報媒体作製費 その他、協議会で必要と認めた事業費 	1/3 以内

※ 次に掲げるものは対象とならない。

- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるもの
- ・ 他団体の補助または茶草場農法作業応援ボランティア助成金を受けるもの

様式第1号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

茶草場維持継承事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会会長
氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊦

年度において茶草場維持継承事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

区 分	事業の内容	実施（予定）時期	備 考

2 経費の配分

事業の内容	総事業費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

収支予算書 (変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額) 円	(予 算 額) 円	比 較		備 考
			増 円	△減 円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額) 円	(予 算 額) 円	比 較		備 考
			増 円	△減 円	
計					

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

茶草場維持継承事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会会長
氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊦

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた茶草場維持継承事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会会長
氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ④

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた茶草場維持継承事業が完了したので、
関係書類を添えて報告します。

様式第7号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

請 求 書 (概算払請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定 (決定) を受けた茶草場維持継承事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会会長
氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏

名 ④

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会会長
氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた茶草場維持継承事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |